

**長野県告示第313号**

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条の規定により認定した救急病院は、次のとおりです。

平成18年6月8日

長野県知事 田中康夫

名 称	所 在 地	認定の有効期限
医療法人三世会 金澤病院	佐久市岩村田804番地	平成21年6月4日

医療チーム

**長野県告示第314号**

クリーニング業法（昭和25年法律第207号）第8条の2第1項及び第8条の3の規定により、クリーニング師の研修及び業務従事者に対する講習として次のとおり指定します。

平成18年6月8日

長野県知事 田中康夫

## 1 研修及び講習の主催者の名称及び所在地

財団法人全国生活衛生営業指導センター 理事長 山下眞臣  
東京都港区新橋6丁目8番2号

## 2 開催年月日、内容並びに会場の名称及び所在地

## (1) 第1型クリーニング師研修及び業務従事者講習

## ア 開催年月日、内容及び会場

開催年月日	内 容	会場の名称及び所在地
平成18年 10月1日(日)	クリーニング師の研修 業務従事者に対する講習	長野市 長野県勤労者福祉センター 長野市旭町1108
平成18年 10月4日(水)	クリーニング師の研修 業務従事者に対する講習	上田市 長野県上田合同庁舎、上田消費生活センター 上田市材木町1-2-6
平成18年 10月18日(水)	クリーニング師の研修 業務従事者に対する講習	箕輪町 伊那プリンスホテル 上伊那郡箕輪町中箕輪8288
平成18年 10月29日(日)	クリーニング師の研修 業務従事者に対する講習	松本市 長野県松本勤労者福祉センター 松本市中央4-7-26

## イ 受講料

(7) クリーニング師の研修 5,000円  
(1) 業務従事者に対する講習 4,500円

## (2) 第2型業務従事者講習

## ア 受講対象者、内容及び受付期間

受 講 対 象 者	内 容	受 付 期 間
遠隔地に居住する者	業務従事者に対する講習	平成18年12月1日から 平成19年1月30日まで

## イ 受講料

業務従事者に対する講習 4,500円

食の安全・生活衛生チーム

## 長野県告示第315号

畜産振興事業補助金交付要綱（昭和42年長野県告示第81号）の一部を次のように改正し、平成18年度の補助金から適用します。

平成18年6月8日

長野県知事 田中康夫

第13中「(市にあつては」を「(木曽郡にあつては木曽農林振興事務所長とし、市にあつては」に、「地方事務所の長」を「地方事務所長とする」に改め、「塩尻市」の次に「及び安曇野市」を加え、「北信地方事務所長」を「北信地方事務所長とする。」に改める。

別表の2 地方競馬全国協会畜産対策事業の項から6 草資源活用畜産推進事業の項を次のように改める。

2 價格、流通対策事業	1 肉畜鶏卵価格安定特別補てん準備金造成事業 社団法人長野県畜産物価格安定基金協会が行う肉畜鶏卵価格安定特別補てん準備金の造成に要する経費	知事が定める額	1 経費の欄に掲げる1、2及び3の経費の相互間の流用 2 経費の20パーセントを超える増減	事業主体の変更
	2 肉用子牛生産安定特別対策事業 肉用子牛生産者積立金助成事業費 社団法人長野県畜産物価格安定基金協会が行う肉用子牛価格の低落に対して生産者補給金を交付するための積立金の造成に要する経費	4分の1以内		
	3 安全・安心こだわり畜産サポート事業 長野県食肉消費対策協議会が行う信州産牛肉に対する生体と販売牛肉との個体の同一を確認するためのDNA鑑定に要する経費	10分の5以内		
3 畜産振興推進事業	1 家畜改良推進指導事業 家畜共進会開催事業費 知事が適当と認める団体が行う県を越える区域を出品範囲とする畜産共進会（当該共進会の予選を含む。）に要する次に掲げる経費 (1) 会場施設に要する経費 (2) 出品家畜等審査に要する経費 (3) 出品家畜等の輸送費 (4) 出品人手当	10分の5以内	1 経費の欄に掲げる1、2、3、4、5及び6の経費の相互間の流用 2 経費の20パーセントを超える増減	1 事業主体の変更 2 事業内容の変更
	2 肉用牛女性活動促進事業 市町村が行う女性に貸し付ける肉用牛繁殖雌牛の導入に要する経費	知事が定める額		
	3 信州肉用牛レベルアップ事業 (1) 農業協同組合、農業協同組合連合会又は知事が適当と認める団体が行う優秀な種雄牛及び供卵牛の導入のための経費 (2) 農業協同組合又は知事が適当と認める団体が行う(1)に掲げる事業に要する経費に対し、市町村が補助する場合における当該補助に要する経費	10分の5以内。ただし、知事が定める額を限度とする。 10分の10以内。ただし、(1)の事業に関する経費について(1)の補助率又は補助額で算定した額を限度とする。		
	4 遺伝資源リサイクル高度活用事業 農業協同組合又は知事が適当と認める団体が行う牛の卵巣から登記可能な体外受精卵を生産し移植する場合に要する経費	知事が定める額		
	5 乳用種雄牛後代検定推進事業 農業協同組合連合会又は知事が適当と認める団体が牛群検定農家の協力により候補種雄牛の娘牛の能力検定を行い能力の高い検定済み種雄牛を作出するための基礎データの集積に要する経費	知事が定める額		

	6 乳用牛群検定普及定着化事業 農業協同組合連合会又は知事が適当と認め る団体が乳用雌牛の乳量・乳質等を測定し乳 用牛群の能力検定を行う農家への検査費用を 助成する場合における当該助成に要する経費	知事が定める額		
--	--	---------	--	--

農業生産振興チーム

**長野県告示第316号**

長野地方法務局長から、次のとおり公共測量を終了した旨通知がありましたので、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示します。

平成18年6月8日

長野県知事 田中康夫

- 1 作業種類 公共測量（基準点設置）
- 2 作業期間 平成17年11月17日から平成18年3月31日まで
- 3 作業地域 中野市 一本木・中野地域

県土活用支援チーム

**長野県告示第317号**

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域に指定します。

その関係図面は、長野県土木部砂防チーム並びに関係の建設事務所、町役場に備え置きます。

平成18年6月8日

長野県知事 田中康夫

区域名	区域の範囲	市町村名	大字	字	地番	標柱番号
近所1 (追加)	平成17年長野県告示第178号で指定した近所1急傾斜地崩壊危険区域の標柱5号から8号までを順次結んだ線、標柱5号と右に掲げる地番の土地に存する標柱10号を結んだ線、標柱10号から17号までを順次結んだ線及び標柱17号と平成17年長野県告示第178号で指定した近所1急傾斜地崩壊危険区域の標柱8号を結んだ線に囲まれた区域	木曽郡 上松町			1621番 1620番イ 1620番1 1618番1 1613番イ 1533番1 1622番3	10号 11号及び12号 13号 14号 15号 16号 17号

砂防チーム

**長野県告示第318号**

長野県収入証紙条例（昭和39年長野県条例第58号）第16条第2項の規定により、平成18年6月1日、次の売りさばき人の指定を取り消しました。

平成18年6月8日

長野県知事 田中康夫

売りさばき人の氏名（名称）	売りさばき場所
木曽農業協同組合山口村支所	岐阜県中津川市山口1608-3

会計チーム